

令和8年度

【毎日検査項目】各地区の給水栓における遊離残留塩素濃度の測定結果

(単位: mg/l)

区分	測定地点	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間最高値 年間最低値	
上水道	向能代字上野73	max	0.38												0.38	
		min	0.30												0.30	
		平均	0.35													
	字上柳9-7	max	0.46													0.46
		min	0.38													0.38
		平均	0.41													
	檜山字赤館44-3	max	0.26													0.26
		min	0.26													0.26
		平均	0.35													
	浅内字寒川家下61	max	0.38													0.38
		min	0.34													0.34
		平均	0.36													
鶴形簡水	字町後27-3	max	0.28												0.28	
		min	0.26												0.26	
		平均	0.27													
富根簡水	(下夕村) 二ツ井町飛根字町頭地内	max	0.10												0.10	
		min	0.10												0.10	
		平均	0.10													
	(上野) 二ツ井町飛根字富根地内	max	0.10													0.10
		min	0.10													0.10
		平均	0.10													
	(羽立) 二ツ井町飛根字羽立地内	max	0.10													0.10
		min	0.10													0.10
		平均	0.10													
仁鮎簡水	二ツ井町仁鮎地内	max	0.32												0.32	
		min	0.18												0.18	
		平均	0.26													

(衛生上必要な処置)

水道法第22条の規定により水道事業者が講じなければならない衛生上必要な措置: 給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1mg/l以上保持するように塩素消費をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、0.2mg/l以上とする。(水道法施行規則第17条第1項第3号)